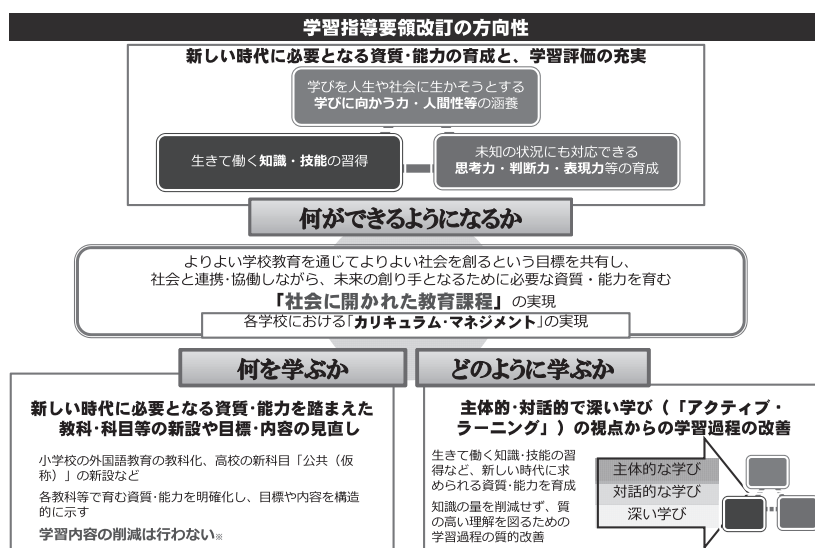


1 これからの教育課程の理念

これからの学校には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。このために必要な教育の在り方を具体化したものが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程です。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要になります。

そしてこのことは、特別支援学級の教育課程においても、重要なこととなります。



「新しい学習指導要領の考え方-中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ-（平成 29 年）」文部科学省

学習指導要領の改定のポイントは以下ようになります。

- 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」
 - ・「何ができるようになるか」を明確化。①知識・技能②思考力、判断力、表現力③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で全ての教科等を再整理。
 - ・我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善。教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化。これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業の工夫・改善。
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
 - ・学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習を充実。
 - ・学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。
- 教育内容の主な改善
 - ・言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など

「小学校・中学校学習指導要領の改訂のポイント」文部科学省 参照

2 特別支援学級の教育課程の編成

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領において、以下の通り、特別支援教育に関する記述が充実されました。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に
行う
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の
教育支援計画、個別の指導計画を全員作成
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習

「平成 29 年度小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料」参照

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等に沿いながら、その内容等について触れていきます。

(1) 障害のある児童生徒等への指導

小学校（中学校）学習指導要領第 1 章総則（第 4 の 2 の（1）のア）

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、
個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的
に行うものとする。

“障害のある児童生徒” などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童生徒で発達障害の可能性のある者も含まれています。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となります。その際に、小学校・中学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

管理職のリーダーシップが大切です。

校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。その際、各学校において、児童生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照



(2) 特別支援学級における特別の教育課程

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の(1)のイ）

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
 - (イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

しかし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条に基づき、特別の教育課程によることができます。

そして、なぜその教育課程を編成したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

それでは（ア）の自立活動と、（イ）の知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科とはどのようなもののでしょうか。次に述べていきます。

学校教育法施行規則

第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

小学校・中学校学習指導要領解説の各教科等編に、障害のある児童生徒への配慮についての事項が示されました。

小学校学習指導要領解説の国語編には「声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。」等、明記されています。

また中学校学習指導要領解説の保健体育編には「勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。」等、明記されています。

全ての教師が障害に関する知識や配慮等について正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが大切です。



ア 自立活動

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えず、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

小学校・中学校の特別支援学級においては、特別の教育課程を編成する場合、各教科等に加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものです。自立活動の内容は、六つの区分の下に、それぞれ3～5の項目を示しています。

この6区分27項目は、全てをそのまま指導するのではなく、個別に設定する自立活動の指導目標に応じて、この中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定する必要があります。

1 健康の保持 (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること。	2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握 (1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	5 身体の動き (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6 コミュニケーション (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」参照

図1 自立活動の内容の6区分27項目

一人一人の自立活動の具体的な指導内容を設定する際の配慮事項は以下のようなものが示されています。

- 児童生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- 児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- 個々の児童生徒が、発達が遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- 個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- 個々の児童生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- 個々の児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編を参考にしてください。

第6章自立活動の内容には、具体的な指導内容をイメージすることができるように、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、構音障害、ADHD、LD、自閉症などの障害の状態を踏まえて例を示してあります。他の障害であっても、学習上又は生活上の困難が共通する場合には、指導内容例を参考にすることができます。



1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自閉症のある児童生徒で、感覚の過敏さやこだわりがある場合、大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると、情緒が不安定になることがある。こうした場合、自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにすることが大切である。

2 心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

LDのある児童生徒の場合、漢字の読みが覚えられない、すぐに思い出すことができないなどにより、長文の読解が著しく困難になること、また、読書を嫌うために理解できる語彙が増えていかない等のことから、学習に対する意欲を失い、生活全体に対しても消極的になることがある。

このようなとき、振り仮名や拡大など、自分が読み易くなることを知ることや、PCによる読み上げなどの代替手段の使用によって読み取りやすくなることを知ることについて学習することが大切である。

書くことの困難さに対しては、口述筆記のアプリやキーボード入力などが使用できることを知り、自分に合った方法を習熟するまで練習することなども大切である。これらの使用により、自分の力で学習し、意欲的に活動することができるようにすることが大切である。また、代替手段等を利用することが周囲に認められるように、周囲の人に依頼することができるようになる指導も必要である。

3 人間関係の形成

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

ADHDのある児童生徒の場合、衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりすることがある。そこで、自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

図2 自立活動の内容例